

JASRACによる音楽教室への 著作権使用料徴収について

弁護士 坂田 均

1 はじめに

先日、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)は、音楽教室での指導者や生徒の演奏に対し、2018年1月から年間受講料の2.5%の著作権料を徴収する方針を明らかにした。音楽教室での指導者や生徒の演奏が著作権法の「公の演奏」に該当するという理由としている(法22条)。音楽教室がわが国の音楽教育の一翼を担っていることは誰もが認めていることであるが、その教育の過程で行われる演奏に対し著作権使用料を課金することは正当な取扱といえるのだろうか。

以下、検討してみたい。

2 演奏権との関係

音楽の著作権者は演奏権を有し(法22条)、何人も無断でその音楽を演奏することができない。ここにいう演奏は「公の演奏」でなければならないが、その意味は、不特定または多数を聴衆とする演奏行為が想定されている。音楽教室における演奏行為は、音楽教室が主体となって、不特定または多数の生徒を相手としているから、この「公の演奏」に該当する。

3 営利を目的としない演奏

JASRACはヤマハやカワイなどの民間の音楽教室に対しては著作権使用料を課金するといっているが、営利を目的としない小中高等学校や大学等の教育機関での演奏については、著作権が制限され、著作権使用料徴収の対象にはできないとされている(法38条1項)。この規定の適用を受けるためには、演奏が「非営利」で、音楽の提供が「無料」で行われ、かつ、指導者に「報酬が支払われない」ことでなければならない。

音楽教室は、多くは、株式会社などの営利団体が事業主体であり、また、生徒が月謝を支払い、指導者には給与が支払われていることから、この規定の適用はないと考えられている。

なお、ヤマハ音楽教室は、一般財団法人ヤマハ音楽振興会が事業主体で、講師数9,000名、生徒数300,000名で、ちなみに、当期(H27.4.1～H28.3.31)経常増減額

はマイナス6億5,300万円である(同会ホームページ参照)。

4 著作権法と教育

著作権法は、教育に関しては一定の配慮を行っており、教育に関係した著作権権利制限規定を幾つかおいている。具体的には、上述した38条1項の他にも、公表された著作物に関して教科書用図書等への掲載(法33条)、教科用拡大図書等の作成のための複製等(法33条の2)、学校教育番組の放送等(法34条)、学校その他の教育機関における複製等(法35条)等の規定などがあり、一定の範囲で、著作権者の許諾なしにその著作物を利用することが許されている。

しかし、このような権利制限規定の及ぶ範囲は決して広範ではない。例えば、無許諾で他人の著作物を掲載できる図書は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書で、文部科学大臣の検定を経たもの等に限定されている。また、利用主体は、営利を目的としない学校その他の教育機関等に限定されているのである。

従って、同じく教育活動を担っている組織であっても、音楽教室、英会話教室、大学受験予備校、各種資格受験学校、学習塾等は、著作権法上の権利制限規定の恩恵を受けることはできないのである。彼らが他人の著作物を教材として複製配布するには、著作権者の許諾が必要である。

このように、現在の著作権法の下では、音楽学校における演奏行為等の利用行為はたとえそれが教育目的であっても、権利制限の対象にはならず、JASRACは著作権使用料の課金は著作権法上許容されると考えているのである。

5 豊かな社会の実現との関係

(1) 京都には、京都市立京都堀川音楽高等学校という音楽の名門校がある。多くの卒業生が東京芸大や京都市立芸大に進み、音楽家として活躍している。卒業生の中には、東儀祐二、佐渡裕、葉加瀬太郎、平林知子などがいる。同音楽高等学校における音楽教育がわが国の芸術文化の醸成に寄与していることは間違いのない事実である。

音楽教育を普及し、効率の良いものにするためには、彼らの学習環境から阻害要因を排除しなければならない。このような観点から、同音楽高等学校での音楽教育には、著作権法上の配慮が及んでいるの

である。同音楽高等学校での演奏については、著作権法38条1項の権利制限規定が適用され、非営利、無料金、無報酬である限り、課金できないことになっている。音楽家の卵に著作権使用料を課金することは、彼らの芸術活動に一種の「税金」を課すことになり、芸術家としての成長や芸術文化の醸成を阻害することになるからである。他方で、著作者が受ける損失に目を向けると、この程度の制限を加えても、他の領域で著作者の経済的利益が確保されていれば、著作者の経済的損失はそれほど大きくないと判断されたのである。立派な音楽家が育つためには、日々長時間の練習に堪えなければならないし、多くの楽曲に触れなければならない。芸術家を育て、芸術文化を醸成させることは豊かな社会の形成にとって基本的条件といえるが、このような豊かな社会を実現する利益は、必要最小限度の範囲内ではあるが、著作者の経済的利益に優越すると考えるべきである。

- (2) そこで、民間の音楽教室である。芸術教育は、学校などの教育機関のみが担っているのではないことを考えると、ヤマハやカワイなどの音楽教室の生徒の音楽演奏にも著作権料をかけてはならないのではないか。

この点、著作権法上の権利制限規定は、教育機関の形式的形態によって区別されるべきではなく、教育を受けている生徒を主体として捉え、学校その他の教育機関の生徒と平等に扱うべきだという議論は尊重に値する。

- (3) しかし、他方で、民間の音楽教室での演奏に著作権使用料が課金されないということになると、他の民間の教育機関との関係が問題になってくる。

英会話教室、大学受験予備校、各種資格受験学校、学習塾で利用される教材にも著作権が権利制限されなければバランスが取れないからである。仮に、著作権を権利制限とした場合、このような広汎な教育機関での利用を許容しても、著作者の経済的利益は守られるのであろうか。その調整が課題になろう。

6 海外の動向

- (1) 日本も批准し、わが国の著作権法の法源でもあるベルヌ条約を見てもよい。ベルヌ条約はそのストックホルム改正条約(1967年)において著作権と教育の関係について規定をおき、加盟国が公正な教育目的による利用について権利制限することを認めた(10

条2項)。民間の教育機関をこの制度の対象とするかどうかについては、加盟国の判断に委ねられており、明言していない。

ただ、委員会報告書では、「教育機関(educational institutions)には、大学、公立学校、私立学校を含むが、例えば、このような教育機関でない、一般大衆のための教育(general teaching available to the general public)は除外される。」としていることから、音楽教室のような民間の教育機関を排除する趣旨だったと思われる。しかし、これが、当時の立法趣旨であったかどうかは明確でないし、時代と共に教育機関の多様性と役割も変化してきている。

- (2) 英国では、特許権著作権意匠権1988法で、教育機関(educational establishment)における音楽演奏について権利制限規定(Fair Dealing)をおいている(34条)。演奏は、教師、生徒、教育上の指示を与えるその他の者によってなされなければならないとされている。音楽教室のような民間の教育機関については、わが国と同様に、権利制限規定の要件として「非営利」を挙げて対象から除外している(32条1項)。
- (3) 米国でも、非営利教育機関における教師と生徒間の対面教育活動演奏は著作権の排他性から除外されている(米国著作権法110条1項)。また、商業的有利目的がなく(without any...commercial advantage)、かつ、無報酬または無対価(without payment of any fee or other compensation for performance)の公の演奏についても著作権の排他性が除外されている(同条4項)。

従って、民間の音楽教室などはやはり著作権の排他性から除外されることなく権利行使されてしまうのであろう。

7 結論

残念ながら、日本を含む各国の状況は民間の音楽教室にとって喜ばしくない状況である。

しかし、学校での音楽教育か民間の音楽教室かという教育機関の形式的相違によって保護のあり方が変わるといえるのはおかしいことである。

今後の課題としては、社会を豊かにするための教育活動は学校教育に限定されないことを認識して、より実質に踏み込んだ取扱が必要と思われる。著作権法38条1項にいう「非営利」の解釈としては、単に教育機関が、株式会社や一般社団法人または財団法人であるかといった法人の形態のみを見るのではなく、事業活動の目的が教育目的を主たるものとしているか、会計

処理上余分な利益が蓄積されずに適正なバランスを維持しているか、他の収益事業との区別が会計処理上明確になされているか、指導者が学校の教師に相当する技量を有しているか、指導者の給与は学校の教師のものと同質のものか等の要素を総合的に考慮して判断すべきであると考え。その他の2つの要件の解釈についても、同様の配慮が必要である。

ただ、このような判断を裁判所だけに委ねると、著作権法の行為規範としての安定性に課題を残すことが予想される。やはり、この問題は、豊かな社会実現のために重要な緊急の課題であるから、早急に著作権法改正によって対応することが望まれる。また、このように解しても、ベルヌ条約の精神にもとるものではないと考える。